

共通番号の名寄せ利用に伴う「株式等の振替に関する業務規程」等の一部改正について

2023年6月1日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

株式等振替制度において、弊社は、口座管理機関から通知された加入者の氏名、住所、生年月日等を判定項目として、加入者情報登録簿に登録されている他の加入者と同一の者であるか否かを照合し、同一の者と認められる場合には、名寄せを行うこととしている。

同制度における加入者に係る株主権のより適切な確保及び口座管理機関等の名寄せ関連業務の効率化の観点から、新たに個人番号及び法人番号（以下「共通番号」という。）を名寄せの判定項目として追加するために、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部改正を行う。

2. 改正概要

（1）名寄せの判定項目の追加

共通番号を名寄せの判定項目に追加するとともに、加入者情報の名寄せに関する規定を整備する。

（規程 第31条、第32条、第32条の6）

（2）加入者からの届出内容の確認依頼

名寄せに際して弊社が行う口座管理機関への加入者の届出内容に関する確認の依頼について、その対象に共通番号情報を追加するとともに、届出内容に関する確認依頼に関する規定を整備する。

（規則 第22条、第26条、第28条の5）

（3）その他

その他、所要の改正を行う。

（規程 第190条、第209条、第326条、第337条、別表3）

3. 施行日

この改正規定は、2023年6月26日（月）から施行する。

以上